



2018 年度新歓期  
ウェルカムフェスティバル  
衣笠サークルブース募集冊子

**2018 年 4 月 3 日(火)・4 日(水)・5 日(木)**

**12 : 00 ~ 17 : 00**

募集ブース

- ・一般ブース
- ・電力ブース
- ・音出しブース

お問い合わせ先: 中央事務局特別事業部 学生会館 2 階 207

電話: 075-465-7891

対応時間 13 : 00 ~ 17 : 00 \* 土・日・祝日は対応していません

## <目次>

- P.2 : 実施概要
- P.2～4 : 出展までの流れ
- P.5 : 出展当日の流れ
- P.6 : 一般ブースについて・電力ブースについて
- P.7 : 音出しブースについて
- P.8～9 : 禁止事項
- P.10 : 企業協賛ガイドライン
- P.11 : 企業協賛における禁止事項
- P.12 : 個別対応日・キャンセル待ち
- P.13 : 出展場所マップ
- P.14～15 : 個人情報に関する規定
  
- 巻末 : 提出書類 (誓約書・企業協賛に関する誓約書)

## <実施概要>

サークルブースとは横 2.5m×縦 2.5m（電力使用ブースのみ 2.5m×3.0m）のスペースに長机 1 台、パイプ椅子 3 脚を使用し、自団体の紹介を行える企画のことです。

企画日時：4月3日(火)・4日(水)・5日(木)

12:00～17:00

貸出備品：長机・椅子

サークルブースは **2018 年度立命館大学学友会所属団体**であればどの団体でも出展できます。

## <出展までの流れ>

### ① WEB 申請

この募集冊子をよく読んだ後、学友会ホームページの「2018 年度新歓期衣笠サークルブース web 申請について」から必要事項を入力し申請する。

受付期間：2月26日(月)～3月9日(金) 23:55

## ② 誓約書記入

募集冊子の最後に添付してある誓約書を印刷し、記入する。必要な団体は企業協賛誓約書も記入する。

誓約書は原本とコピー1部の計2部を必ず提出お願いします。

## ③ 抽選

日 時：3月12日(月)・13日(火) 13：00～17：00

場 所：学而館 312

持ち物：誓約書 (必須)、企業協賛誓約書 (必要な団体のみ)

※出展場所の決定は抽選にて行います。時間内にお越しください。

※抽選の結果によっては、ブースを出展できない場合もございます。  
ご了承ください。

### \* 注意事項

- ・この期間に受付に来ることができない団体には個別対応を行います。  
P.12 の個別対応の項目を参照してください。
- ・誓約書がない、または不備がある場合は抽選ができません。ご注意下さい。

#### ④ メーリングリスト

抽選日に出展が確定した団体は順次メーリングリストに参加してください。このメーリングリストには WEB 申請時に記載された団体の代表者のアドレスを登録し、ガイダンス連絡や当日の雨天対応などの連絡をします。メーリングリストのテストメールを 3月20日（火） に流します。メールが届かない場合は早急に中央事務局特別事業部までご連絡下さい。

#### ⑤ ガイダンス

ガイダンスでは、サークルブース出展に関する注意事項や連絡を行います。また、ガイダンスの最後には「出展許可証」を発行します。原則、ブース責任者に参加していただきますが、都合のつかない場合は副責任者の出席でも可能です。

日程：3月23日（金）・3月24日（土）13：00～

場所：研心館 641

※両日ともに同様の内容ですので都合の良い日にお越しください。

※勧誘に使用するビラをガイダンス時に一枚提出してください。

※ガイダンスにやむを得ない事情で参加できない場合はガイダンス前日の  
3月22日(木)17時までに中央事務局特別事業部へご連絡ください。  
詳しくは P.12 の個別対応の項目を参照してください。

※無断欠席の場合は持ち点の5点から3点の減点をいたします。

## <出展当日の流れ>

### ① 出展場所の確認

出展場所に行き、出展許可証に書かれたブース番号と地面にマークされた番号を照らし合わせて確認してください。

### ② ブースの設営

場所を確認したら、長机と椅子を借りてください。貸出開始時間は 10:00～です。貸出備品は、1 団体につき長机 1 台、パイプ椅子 3 脚です。

貸出の際は出展許可証とブース責任者の方の学生証が必要です。

**学生証は貸出から返却までの間、お預りしますのであらかじめご了承ください。**

※キャンパス内が混み合う 12 : 10～12 : 50 は貸出を中断します。

※区画からはみ出すと減点の対象となることがあります。

### ③ サークルブース企画の開始

サークルブースは 12 : 00 に一斉開始です。開始時間前の活動や、活動中に違反行為をした場合は減点、または出展取り消し措置を取る場合があります。

### ④ 出展終了後

出展終了時間の 17 : 00 になったら速やかに撤収してください。借りた備品の返却は 18 : 00 までに行ってください。備品の返却は 13 : 00 から行っているため、早めに備品返却を行うこともできます。備品はまとめて返却して下さい。

## <一般ブースについて>

- \* 音出しや電力の使用はできません。  
(各自で用意した充電式の機器は使用可能、ただし発電機器の使用は不可)
- \* 音出し禁止エリアにて出展している団体は、近隣住宅との都合で、大きな声で人を呼び出す等の行為も厳しく制限させていただきます。音出し禁止エリアについては P.13 の出展場所マップでご確認ください。

## <電力ブースについて>

サークル紹介において、電力を使用することで新入生に活動の魅力を伝えたい団体のためのブースです。

- \* 申請時に電力ブースを使用する理由、内容を明確に記載して下さい。  
その内容で審査します。
- \* 申請をせずに電力を使用することや、200W(家庭用電源に限る)以上の電力を使用することは禁止です。
- \* 雨天時はショートの可能性があるので電力は全面的に使用を禁じます。  
その際、電力を使用しない紹介活動は可能です。
- \* 電気ドラムコードのコンセントは 1 団体につき 1 つです。
- \* 延長コードが必要な場合は各自で用意して下さい。
- \* 音が出る機器を使用する際は音量に注意して下さい。
- \* 携帯電話の充電など、紹介活動に関係のない電力の使用は禁止です。

## <音出しブースについて>

サークル紹介において、音出しを行うことで新入生に活動の魅力を伝えたい団体のためのブースです。

音出しブースは全日 12:20～12:50 の間、音出しが可能です。

\* 申請時、音出しブースを使用する理由、内容を明確に記載して下さい。  
その内容で審査させていただきます。

### 【音出し】

歌を歌うなどのパフォーマンス、パソコンやラジカセで音を出すことで自団体の魅力を伝えるための手段です。隣のブースの会話を妨げる程度の音量、近隣まで響く音量を出した場合は減点の可能性がります。

### 【音出し禁止エリア】

終日音出しを禁じられたエリアです。

禁止エリアについては構内地図を参照してください。

### 【音出し可能場所】

存心館前



## <禁止事項>

全出展団体の持ち点を5点とし、違反行為を行うたびに持ち点から減点していきます。持ち点が0になった時点でそれ以降の出展を取り消します。以下に記述する行為は違反行為とみなします。なお、点数は期間中持ち越します。

### ◎ マイナス2点

- ・風紀を乱す行為
- ・備品の不適切な使用
- ・新入生に対する強引な勧誘
- ・ブースの規定範囲から著しくはみ出す
- ・決められたブース以外での出展
- ・他団体の勧誘を妨げとなる行為
- ・出展許可証を提示していない状態での出展

### ◎ マイナス3点

- ・フェス終了時間の30分後までに備品未返却
- ・ブースを無人のまま放置する
- ・ブースの区画内への食品の持ち込み及び食事
- ・新入生に対する飲食物の配布
- ・ガイダンスの無断欠席
- ・音出し時間外、および音出し禁止エリアでの音出し
- ・電力使用許可がおりているブース以外での電力使用
- ・申請していない電源、規定以上の電力の使用

◎即時出展取り消しとする違反行為

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・火器などの危険物を取り扱った場合
- ・特定の思想の強要、布教活動
- ・商業行為
- ・反社会的行為
- ・近隣の住民に迷惑がかかる行為

その他、中央事務局特別事業部が上記項目以外で不適切だと判断した場合は、その都度注意し、減点を行います。

☆サークルブース実施中に発生した貴重品の盗難などに関しましては、中央事務局特別事業部は一切責任を負いません。

☆備品の放置を発見した場合はブースの責任者に連絡させていただきます。  
また、来年度以降の出展に影響する場合があります。

☆18:00 までに備品の返却に来ない団体は翌日からの備品貸出はいたしません。

## <企業協賛ガイドライン>

### \* 企業協賛とは

企業協賛とは、課外自主活動において学外の団体や企業から何らかの協力を仰ぐことを指します。ビラなどへの広告掲載、パンフレットの作成、スポンサー料の獲得などが例に挙げられます。

### \* 企業協賛においてできること

- ・企業名の公表
- ・ブース内での紹介(企業関係者の方が出演・宣伝することは禁止)
- ・団体の勧誘がメインになっているポスター・フライヤーへの広告掲載
- ・ブース内で使用する物品を無償で借りる、またはもらう

### \* 注意

企業協賛を行う場合は、中央事務局特別事業部への web での申請が必要です。ブース内での協賛はもちろん、勧誘などのビラも企業広告を掲載する場合、事前に中央事務局特別事業部まで見本を提出し、許可を得る必要があります。

## ＜企業協賛における禁止事項＞

- ・営利目的の行為
- ・企業ブースの出展
- ・求人広告、不動産広告を広告物に載せる、行う
- ・企業広告の許容範囲を超えた広告物（下記参照）

### 自団体広告物における企業広告の許容範囲

ポスター (貼りビラ含む)	片面ビラ…1/2 未満 両面ビラ…全体の 1/2 未満 (片面全面掲載は不可)
パンフレット	全体の 1/2 未満 (表表紙自体も 1/2 未満)
映像	静止画の場合は全面積の 1/4 以下 とする。 動画の場合は全放映時間の 1/10 以下とする。
上記以外の情宣物、ブース内での使 用物	全体の 1/4 以下とする。

上記の規定を違反した場合は、ビラの配布中止や、出展の取り消しなどの  
厳しい措置をとる場合があります。

## <個別対応日>

◎各日程にやむを得ない理由で来られない場合の対応として個別対応日を設けています。事前に必ず中央事務局特別事業部までご連絡ください。

▽抽選に来られない方 【3月9日(金)17:00までに連絡】

日時：3月10日(土)・11日(日) 13:00～17:00

場所：学生会館2階207

▽ガイダンスに来られない方【3月26日(月)17:00までに連絡】

日時：3月27日(火)・28日(水) 13:00～

場所：研心館642

## <キャンセル待ち>

原則として、サークルブース受付後のキャンセルは禁止ですが、やむを得ない事情により、出展期間中にブース出展をキャンセルする団体が発生した場合、落選した団体の出展を検討させていただきます。

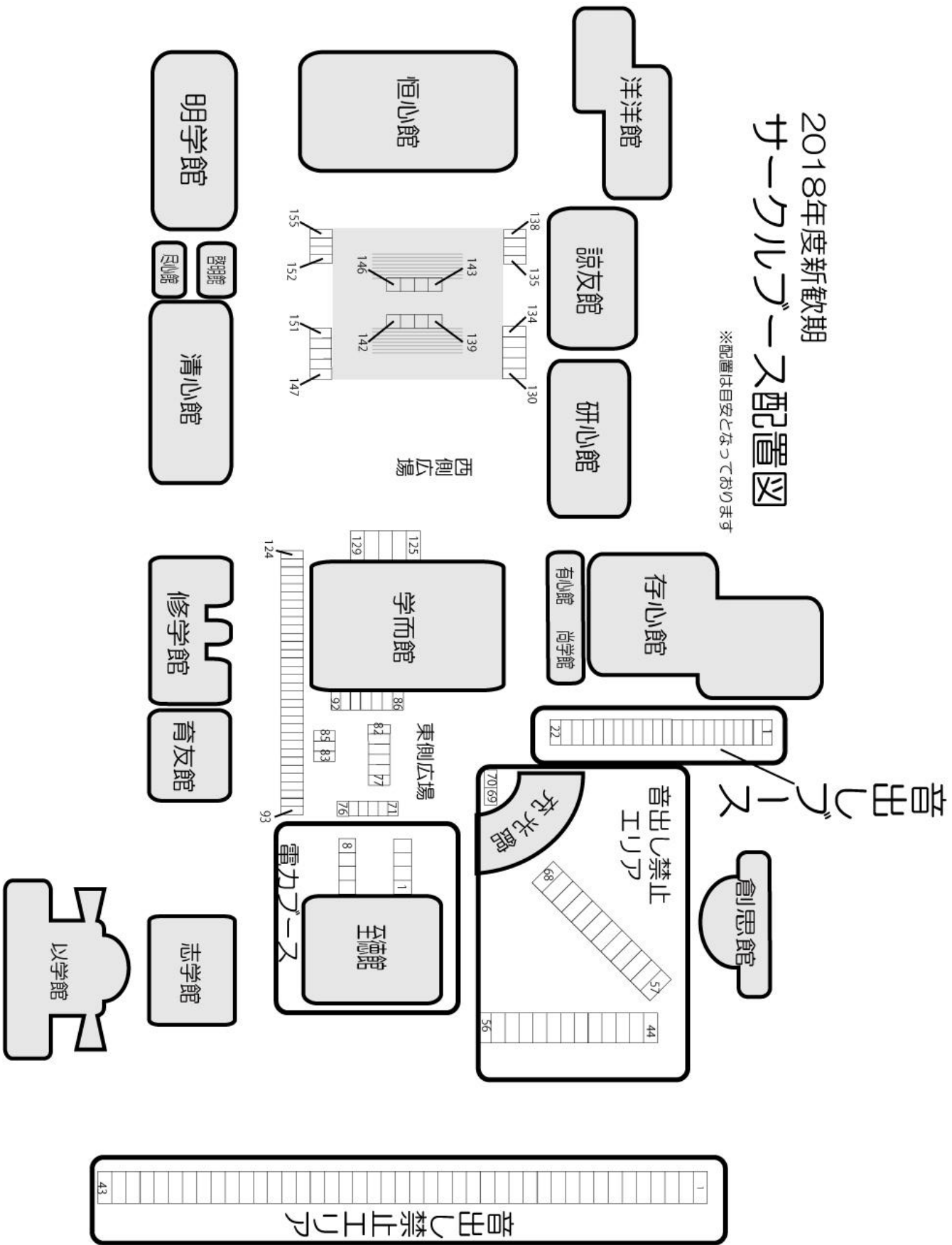
出展のキャンセルは3月17日(土)までに、必ず中央事務局特別事業部にご連絡ください。

※出展場所は選択していただくことはできません。

※一度キャンセル枠を断ればキャンセル待ちの権利はなくなります。

# 2018年度新歓期 サークルブース配置図

※配置は目安となっております



## 個人情報に関する規約

(目的)

### 第 1 条

本規約は、中央事務局特別事業部（以下、「本事業部」）が活動上取得する個人情報の保護を目的とする。

(定義)

### 第 2 条

本規約において個人情報とは、個人に関する氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、学生証番号などの個人を識別できる情報をいう。

(責務)

### 第 3 条

本事業部は、個人情報保護に関してこの規約を遵守する責を負う。

(管理責任者)

### 第 4 条

本事業部における個人情報保護の取得責任者として、本事業部部長を管理責任者に置く。

### 第 5 条

管理責任者は、本事業部部員が本規約を遵守するように指導・監督する。

(安全管理)

### 第 6 条

本事業部は、第三者から個人情報が開覧されることのないよう厳重に管理する。

(利用目的)

#### 第7条

本事業部は、新歓期における企画もしくは計画の立案及び運営を行う上で必要な業務に限って個人情報を利用する。

(廃棄)

#### 第8条

本事業部は、前条で定めた全ての業務が終了した後、早急に個人情報を廃棄する。

(第3者提供)

#### 第9条

本事業部は、個人情報を第3者に提供しない。

#### 第10条

前条に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、本事業部は個人情報を第3者に提供することがある。

1. 提供者からの承諾を得た場合
2. 警察や裁判所などから事件捜査に関わる情報開示の依頼があった場合
3. 法令に基づく場合



# 誓約書

立命館大学新歓実行委員会  
新歓実行委員長 上原 颯斗 殿

私たちは 2018 年度ウェルカムフェスティバルにおいて、企画に参加するにあたり、下記の事項を厳守することを誓います。下記の事項に反した場合は、いかなる処罰を受けても異議はありません。

## 記

- ①企画中において暴力行為、差別的行為、宗教的行為、反社会的行為は行わないこと（※立命館大学新歓実行委員会及び特別事業部に相談の上、許可された企画を除く）
- ②企画参加中に不可抗力以外の理由で発生した事故に関する責任は団体が負うこと
- ③備品の破損・紛失または施設の破壊をした際には団体の責任において弁償すること
- ④立命館大学新歓実行委員および特別事業部員、大学関係者からの中止の判断が言い渡された場合には、直ちにその指示に従うこと
- ⑤本冊子に記載された内容を遵守すること
- ⑥新歓実行委員会個人情報に関する規約に同意すること
- ⑦その他立命館大学新歓実行委員会及び特別事業部の指示に従うこと

以上

2018 年 月 日 ( )

正式団体名

---

団体責任者名

---

⑩

現住所

---

携帯電話番号

---

# 企業協賛に関する誓約書

2018年 月 日（ ）  
立命館大学新歓実行委員会  
新歓実行委員長 上原 颯斗 殿

企業協賛ガイドライン及び注意事項に掲載されている事項を守ることを誓います。  
違反行為をした場合、企画やビラの配布などを中止する措置をとられても異議を申し立てることはありません。  
また、特別事業部の指示に随時従います。

団体名 : \_\_\_\_\_

企画責任者 氏名 : \_\_\_\_\_ 印

学生証番号 : \_\_\_\_\_

携帯電話 : \_\_\_\_\_

現住所 : \_\_\_\_\_